

開発許可申請に基づく消防水利の指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐賀市における都市計画法に基づく開発行為の同意及び協議に関し、佐賀広域消防局が行う指導について「消防水利の基準（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）」に基づき、佐賀市の「開発許可申請の手引き（平成22年1月、佐賀市建設部建築指導課）」を踏まえ、消防水利に対して協議する必要がある事項を定めるものとする。

(消防水利の種類)

第2条 消防水利の種類は、常時、水量の確保が可能であることを考慮し、次の各号の消防水利施設とする。

- (1) 消火栓
- (2) 防火水槽

(消防水利の能力)

第3条 消防水利の能力は、常時貯水量40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものとする。

(消防水利の配置)

第4条 市街地（消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1項に規定する市街地をいう。以下本条において同じ。）又は準市街地（消防力の整備指針第2条第2号に規定する準市街地をいう。以下本条において同じ。）の開発区域から一の消防水利に至る距離が、下表に掲げる数値以下となるように設けなければならない。

用途地域	距離
近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域	100m
その他の用地区域及び用途地域の定められていない地域	120m

※ 用途地域区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定するところによる。

- 2 市街地又は準市街地以外の地域でこれに準じる地域の消防水利は、当該地域内の開発区域から一の消防水利に至る距離が、140メートル以下となるように設けなければならない。
- 3 1の開発に対し複数の消防水利が必要であれば、消火栓のみに偏ることのないよう、防火水槽の設置についても考慮しなければならない。

(消火栓)

第5条 消火栓は、次に掲げる配水管に取り付けるものとする。

- (1) 呼称 65 の口径を有するもので、直径 150 ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一边が 180 メートル以下となるように配管されている場合は、75 ミリメートル以上とすることができる。
 - (2) 開発区域周辺（水平距離で概ね 120 メートル）に直径 150 ミリメートル以上の管が布設されていない場合は、直径 100 ミリメートルの管に取り付けることができる。ただし、周辺の配管状況及び消火栓の設置状況等を勘案し、第3条の給水能力を有するものでなければならない。
- 2 設置位置は原則として道路上とし、歩道付道路であれば歩道上とする。
 - 3 構造は地下式とし、佐賀市水道事業管理者が定める規格とする。
 - 4 消火栓枠の蓋のデザインについては、次のとおりとし、詳細については消防局が指示するものとする。
 - (1) 円形とする。
 - (2) 全体的に濃黄色を塗付け、離れた場所からでも判別ができるもの。
 - (3) 「消火栓」の記名があるもの。
 - (4) 6桁以上の管理番号を記すことができるもの。
(番号については、消防局（管轄消防署）から指示)
 - (5) 消防車両の図が表示されているもの。

(防火水槽)

第6条 防火水槽を設置する場合は、次の各号に適合するものとする。

- 1 設置位置は、常時使用可能な位置で、消防活動が的確、有効に従事することができる場所とする。
- 2 構造は耐震性を有する構造（「耐震性貯水槽の技術指針（平成13年3月、総務省消防庁）」によるもの）とし、原則として地下埋設式とする。
- 3 二次製品を設置する場合は、財団法人日本消防設備安全センターにより認定されたものとする。
- 4 防火水槽の蓋は、防火水槽と判別できる表示をするものとする。

(書類の提出)

第7条 開発申請の手続きのほかに、開発が許可された後、改めて消防水利の計画図面及び設計図等により構造等の協議を行うものとする。

なお、設置完了後は都市計画法第36条第1項による工事完了届出の前に、消防局（管轄消防署）へ最終図面及び完成写真、消防水利の設置完了届出書（様式1）を提出するものとする。

(帰属に関する処理)

第8条 都市計画法第32条協議によって、佐賀市に帰属することとなった消防水利については、都市計画法第36条第1項による工事完了届出の提出時に、消防局が受け付けた消防水利の設置完了届出書の写しを、開発許可申請窓口（佐賀市建築指導課開発審査係）まで提出するよう指導する。

(消防水利の検査)

第9条 消防水利の設置完了届出書の提出があった場合は、消防局（管轄消防署）で次の検査を行い、検査結果を様式2にて速やかに佐賀市建設部建築指導課開発審査係へ報告する。

1 消火栓の検査

- (1) 設置位置
- (2) 外観
- (3) 吐水能力
- (4) その他

2 防火水槽の検査

- (1) 設置位置
- (2) 外観
- (3) 貯水状態
- (4) その他

(委 任)

第10条 この要綱の施行についての必要な事項については、局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(改正)

平成23年12月1日 一部改正

(改正)

令和3年9月1日 一部改正

様式 1

年 月 日

佐賀広域消防局
〇〇消防署長 様

開発申請者

住所 _____

氏名 _____ 印

都市計画法第 32 条に基づく消防水利施設の設置完了届出書

このことについて、都市計画法第 33 条による開発許可を受け、次のとおり消防水利施設を設置しましたので届出します。

開発場所	
開発面積	
消防水利 (種類・数量)	
施工者 (住所・氏名)	(電話)
完成日	
備考	

様式第1号（第10条関係）

寄 附 申 込 書

令和 年 月 日

佐賀市長

様

申込人 住所
氏名

㊟

次のとおり寄附したいので受納してください。

- 1 寄附しようとする理由
- 2 寄附物件の表示
 - (1) 住所
 - (2) 物件の明細
- 3 寄附物件の時価見積額
- 4 寄附の条件
- 5 その他参考となる書類
 - (1) 付近見取り図
 - (2) 配水管図
 - (3) 物件の写真

様式2

佐中広消 第 号
年 月 日

佐賀市建設部建築指導課長 様

佐賀広域消防局
〇〇消防署長 印

都市計画法第32条に基づく消防水利の設置完了届出書
に対する検査結果について

このことについて、消防水利の設置完了届出書の提出がありましたので、次
のとおり報告します。

開発申請者	
開発場所	
開発面積	
消防水利（種類・数量）	
検査結果	